

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
0001	要求水準書	12	II	1	1.5	1)	見学時対応	年間14回（42クラス）程度とのことですが、1クラスあたり最大何名程度かご教示をお願いします。	H29～R1までの実績で、43名（引率者含む。）です。	令和3年6月11日
0002	要求水準書	12	II	1	1.5	2)	ケーキ（受入又は搬出）	【年間（受入）予定】ダンプトラック360台程度とのことですが、10tダンプトラックでの搬入と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和3年6月11日
0003	要求水準書	12	II	1	1.5	2)	ケーキ（受入又は搬出）	受入脱水ケーキについて、過去の受入実績（日当たり受入量、受入時間帯、1台当たりの搬入量）をご教示ください。	H29～R1までの実績で、日平均44.41t（最大約54t～最小約16t/日）、1台平均8.54t（最大9.7t～最小7.0t）です。受入れ時間帯は、9:00～16:00を基本としています。	令和3年6月11日
0004	要求水準書	13	II	1	1.5	3)	し渣、沈砂、焼却灰等の処分	フェニックスの受入基準をご教示ください。	下記リンク先HP（大阪湾フェニックスセンター）参照ください。 http://www.osakawan-center.or.jp/index.php	令和3年6月11日
0005	要求水準書	14	II	2	2.2		機械設備点検整備業務	「消化槽設備及び消化ガス設備については、…の点検整備程度とし、」とのことですが、「点検整備程度」の「程度」を具体的にご教示ください。	「要求水準書等に対する質問管理番号0021 回答別紙（過年度 補修工事及び点検整備）」を参照ください。	令和3年6月11日
0006	要求水準書	17	II	5			放流水質基準等	現状において、『法定水質基準』以外に独自に設定している目標水質基準があればご教示ください。	大阪府の目標水質基準はありません。	令和3年6月11日
0007	要求水準書	23	III	1	1.1		立地条件	1号炉設置予定地周辺の想定浸水位は、①「大阪府洪水リスク表示図」では浸水無し、②「松原市総合防災ガイドマップ」では0.5m未満、となっていますが、本事業において考慮する浸水位をご教示ください。	2号焼却炉更新業務において考慮する浸水位は0mです。	令和3年6月11日
0008	要求水準書	24	III	1	1.3		更新焼却炉の方式	『「下水道事業におけるエネルギー効率化に優れた技術の導入について」に示される性能を満足すること』とのことですが、「技術評価項目及び評価基準」に記載の脱水ケーキ性状範囲（含水率74～80%、可燃分率83～87%）で性能を満足することと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和3年6月11日
0009	要求水準書	25	III	1	1.4		公害防止基準	既設2号焼却炉、3号焼却炉について、以下項目の平成30年度～令和2年度（3年分）の測定実績値をご教示下さい。 (1) 大気汚染防止法 1) 硫黄酸化物、2) ばいじん、 3) 塩化水素、4) 窒素酸化物、5) 水銀 (2) 大阪府生活環境の保全等に関する条例 1) ばいじん（大気汚染防止法と重複） 2) 有害物質等（30頁 附表2） (3) ダイオキシン類対策特別措置法 1) 排ガス中のダイオキシン類濃度 2) 下水道終末処理施設（今池水みらいセンター）からの放流水中ダイオキシン類濃度 (4) 騒音規制法 敷地境界線上での騒音値 (5) 振動規制法 敷地境界線上での振動値 (6) 悪臭防止法 ・敷地境界線上の臭気指数 ・気体排出口の臭気指数 ・排出水の臭気指数 (7) 焼却灰 重金属類溶出値	維持管理報告書を参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/gesui_jigyo/osakafuno/ijikanrihoukoku_syo.html (4) (5) 敷地境界線上での騒音測定値、振動測定値はありません。 (6) 臭気指数については、「要求水準書等に対する質問管理番号0009 回答別紙（年間測定結果一覧表1 臭気測定）」を参照ください。	令和3年6月11日
0010	要求水準書	32	III	1	1.4	(4)	騒音規制法	敷地境界線上での暗騒音について、過去の測定データがある場合、ご提示いただくことは可能でしょうか。	暗騒音の測定データはありません。	令和3年6月11日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日	
0011	要求水準書	34	Ⅲ	2	2.2	2)	事前調査	「本工事に伴う文化財調査については、すでに調査済み」とのことですが、万一新しい史跡等が発見された場合の工期遅延等リスクは発注者側の分担範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和3年6月11日	
0012	要求水準書	36	Ⅲ	2	2.4	2.4.1	5)	施工管理	「受注者は、…発注者が発注したその他の工事との調整を率先して行い、」とのことですが、「その他の工事」として、現状予定している工事をご教示ください。	現状では、要求水準書別紙P236に記載の既設電気設備の改造工事及び同書P237に記載の受変電設備の更新工事を発注予定としています。 また、以下の工事が現在契約済みまたは公表済みで、R5年度当初に継続している今池水みらいセンター内の工事になります。 ・大和川下流域下水道 今池水みらいセンター 今井戸川系雨水ポンプ設備改修工事 ・大和川下流域下水道 今池水みらいセンター 用水外電気設備更新工事 ・大和川下流域下水道 今池水みらいセンター 自家発電設備更新工事	令和3年6月11日
0013	要求水準書	37	Ⅲ	2	2.4	2.4.1	5)	施工管理	「今池水みらいセンター内の仮置き場を掘削土や構造物取壊し殻の仮置きなどに使用することは可能である。」とのことですが、現状予定している仮置き場の位置と寸法をご教示ください。また、使用にあたり制限等があれば、ご教示ください。	仮置き場は第二水処理棟西側の空き地約2,500m ² （約57m×約44m）を使用可能です。使用にあたり、詳細な範囲について、同時期発注のその他の工事と調整し、お互いの工事に支障が出ないようにしてください。	令和3年6月11日
0014	要求水準書	37	Ⅲ	2	2.4	2.4.1	5)	施工管理	工事用地および仮置き場について、指定された工事用地および工事用仮設物等の用地が不足すると判断した場合、発注者にて工事用地および工事用仮設物等の必要な用地を確保いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	工事用地及び仮置き場については管理番号0013のとおりです。追加用地については、必要になった時点で協議とします。	令和3年6月11日
0015	要求水準書	44	Ⅲ	2	2.6	2)	上水に関する条件	「既設2号炉への供給配管の移設が必要」とのことですが、当該供給配管の移設は本事業範囲でしょうか。また、既設2号炉供給配管の既設上水供給配管からの取合点、取合点から2号炉までの配管ルート、及び移設対象範囲をご教示ください。	既設2号炉への上水供給配管の移設は本事業範囲外ですので、ご指摘の文言は削除します。	令和3年6月11日	
0016	要求水準書	47	Ⅲ	3	3.1	5)	し渣受入供給設備	1日当たりのし渣受入れ量、受入時間帯、1台当たりの搬入量をご教示ください。	H29～R1実績のし渣の受入れ量は3か年平均で22.5t/年です。また、1日当たりのし渣受け入れ量は沈砂池からのし渣運搬頻度によりますが、同期間の受入れ日の実績平均で1.43t/日程度です。なお、受入時間等の指定はありません。	令和3年6月11日	
0017	要求水準書	50	Ⅲ	4	4.3		特殊電源設備	「制御・監視用として焼却炉棟には直流電源及び無停電電源等の特殊電源を設け給電する」とのことですが、制御・監視用としての設備は汚泥処理棟に大半を設置するため、無停電電源等の設備も汚泥処理棟への設置として計画してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、焼却炉棟への設置とします。	令和3年6月11日	
0018	要求水準書	53	Ⅲ	5	5.1	1)	一般事項	「対象用地の地下には、…の残置杭があるため、…、本業務において撤去等の処置を行うこと」とのことですが、発注者が提示した地盤・地質情報からは予見できない現地盤・地質状況により、杭撤去に伴う地盤の補強対策が必要となった場合は、発注者側の分担範囲との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P34の2.2事前調査にて「受注者は、自らの責任及び費用において、本工事に必要な測量調査・地質調査・電波障害調査等（以下「各種調査等」という）を行うこと。」としております。調査により、要求水準書別紙16で提示の参考とする土質調査結果と著しく異なる場合の分担範囲については、協議によるものとします。	令和3年6月11日	
0019	要求水準書	56	Ⅲ	5	5.1	4)	⑤耐震に対する安全性の確保	土木構造物の耐震設計に用いる設計水平震度は、「下水道施設の耐震対策指針と解説（2014年版）（日本下水道協会）」に基づくことよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	令和3年6月11日	
0020	要求水準書	19	Ⅱ	9	9.2		業務期間終了時の施設の状態	『設備の状態については「AMDBにより算出された健全度」により判断すること。』とありますが、現時点の状態についてAMDBで算出された健全度を公表頂けますか。またAMDBの算出基準をご教示下さい。	現時点の健全度は要求水準書P19に記載のとおりです。AMDBの算出基準については、要求水準書P11に記載のとおり日本下水道事業団の特許となっており、示すことはできません。	令和3年6月11日	

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
0021	要求水準書	14	II	2	2.2		機械設備点検整備業務(対象設備:レベル3対象施設)	レベル3対象施設における機器の補修履歴(内容)、点検整備履歴(内容)を御教示ください。また設置年度についてもご教示下さい。	補修履歴、点検整備履歴については、「要求水準書等に対する質問管理番号0021 回答別紙(過年度 補修工事及び点検整備)」を確認ください。 設置年度については、維持管理報告書を参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/gesui_jigyo/osakafuno/ijikanrihoukoku-syo.html	令和3年6月11日
0022	要求水準書	60	別紙1				事業範囲区分表	補修業務にある『土木・建築、消化槽設備、消化ガス設備(1件当たり消費税込みで250万円を超える業務)』と『機械・電気設備、建築設備(金額の制限はなし)』にある建築に関する内容をご教示下さい。	建築とは、主に建築施設及び建具等、建築設備とは、主に空調換気設備・給排水設備・衛生器具設備・消防設備、照明・コンセント設備等となります。	令和3年6月11日
0023	要求水準書	62~77	別紙3				主要機器一覧表	業務期間中、『主要機器一覧表』にある機器及び電気設備について更新計画をご教示下さい	管理番号0012で回答した工事を除き、現時点でお示しできる計画はありません。	令和3年6月11日
0024	見積参考資料	1					法定点検外業務	見積参考資料「運転管理ほか業務積算書(金抜)」の第3500号内訳書にある『点検整備業務及び補修業務費(物品調達含む)』の内訳(内容)をご教示下さい。	要求水準書P14 2-2機械設備点検整備業務、2-3電気設備点検整備業務 P15 3)物品調達業務 P16 4.3 1)補修業務(レベル3対象施設)となります。	令和3年6月11日
0025	要求水準書	14	II	2	2.3		電気設備点検整備業務(対象設備:全ての設備)	対象設備は全ての設備と記載ありますが、計装機器も含まれると考えて宜しいでしょうか。明確な対象台数を確認したいので、ご教示願います。	計装機器は含まれます。設置台数は検出器及び計装機器を合わせ約2400台で、「要求水準書等に対する質問管理番号0025 回答別紙(計装機器関係一覧)」を参照ください。	令和3年6月11日
0026	要求水準書	14	II	2	2.3		電気設備点検整備業務(対象設備:全ての設備)	点検対象と点検周期を計画するため、事業契約期間中(契約締結の日から令和13年3月31日まで)に予定されている電気設備(水処理設備・汚泥処理設備・雨水排水施設)の更新計画(時期と範囲)をご教示願います。	予定案件は管理番号0012の回答を参照願います。 既設電気設備改造工事及び受変電設備更新工事については、本業務での設計結果を受けて設計及び発注を予定しておりますので、詳細は未定です。 用水外電気設備工事は、令和5年5月末までの期間で、今井戸川系雨水ポンプ1号機2号機の運転操作設備を更新予定です。 自家発電設備更新工事については、未公告の案件ですので詳細は回答出来ません。	令和3年6月11日
0027	要求水準書	14	II	2	2.3		電気設備点検整備業務(対象設備:全ての設備)	契約期間前から保守終息(主に監視制御設備・計装設備)している機器について、経年劣化が見られ、補修ができず更新工事が必要な場合、水処理設備に関するものは、別途大阪府様からの発注があると考えて宜しいでしょうか(本事業範囲外)	事業契約書(案)別紙2リスク分担表の※6に記載のとおり、補修では対応できず更新せざるを得ないことを、データ等客観的な資料により受注者が証明し、発注者が認めた場合は発注者が更新を行うこととなっております。従って、施設更新は本事業範囲外ですが、施設更新までの施設維持は本事業範囲となります。なお、施設維持の手法等詳細については受注後の協議とします。	令和3年6月11日
0028	要求水準書	14	II	2	2.3		電気設備点検整備業務(対象設備:全ての設備)	契約期間前から保守終息(主に監視制御設備・計装設備)している機器について、経年劣化が見られ、補修ができず更新工事が必要な場合、汚泥処理設備に関するものは、別途大阪府様からの発注があると考えて宜しいでしょうか(レベル3対象施設ではあるが、本事業範囲外として頂く)	管理番号0027を参照願います。	令和3年6月11日
0029	要求水準書	14	II	2	2.3		電気設備点検整備業務(対象設備:全ての設備)	契約期間前から保守終息(運転操作設備のうちインバータ装置)している機器について、経年劣化が見られ、補修ができず更新工事が必要な場合、水処理設備に関するものは、別途大阪府様からの発注があると考えて宜しいでしょうか(本事業範囲外)	管理番号0027を参照願います。	令和3年6月11日
0030	要求水準書	14	II	2	2.3		電気設備点検整備業務(対象設備:全ての設備)	契約期間前から保守終息(運転操作設備のうちインバータ装置)している機器について、経年劣化が見られ、補修ができず更新工事が必要な場合、汚泥処理設備に関するものは、本事業範囲内と考えて宜しいでしょうか。	管理番号0027を参照願います。	令和3年6月11日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
0031	要求水準書	12	Ⅱ	1	1.5		見学時対応	「施設見学及びイベント時等のルートの準備」とありますが、ポップ等の作成費用は要求水準書外との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり、施設見学時及びイベント時等に必要なものは含まれません。	令和3年6月11日
0032	要求水準書	14	Ⅱ	2	2.2		機械設備点検整備業務	発注者の指示に従って実施した内容において、受注者側も想定出来ないリスクが発生した場合は発注者が責任をとるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P14に記載のとおり、計画から実施、報告書作成まで、全て受注者の責任において行うため、発注者が点検整備の具体的な手法を指示するものではありません。	令和3年6月11日
0033	要求水準書別	190	⑬	5	(2)	④	場内緑地除草外業務	手直し費用負担について、公序良俗に反するため不適と判断された場合にのみ、受注者負担であり、その他は発注者負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおり受注者の責において適切に履行してください。	令和3年6月11日
0034	要求水準書別紙 (10電気保安規定)	197	6	18			運転又は操作等	電気工作物の運転又は操作の基準は、別に定める細則によるものとありますが、「別に定める細則」とは、具体的にどの資料のことかご教示をお願いします。	ホームページでの公表は出来ませんので、資料閲覧申込（様式2-2）をお願いします。	令和3年6月11日
0035	要求水準書別紙 (10電気保安規定)	198	9	21			責任の分界点	関西電力株式会社と締結した、構内設備に関する協定書をご提示ください。	ホームページでの公表は出来ませんので、資料閲覧申込（様式2-2）をお願いします。	令和3年6月11日
0036	要求水準書	53	Ⅲ	5	5.1	1)	一般事項	『旧1号焼却炉およびボイラー棟の残置杭があるため、別紙18を確認のうえ、本業務に支障となる部分については、本業務において撤去等の処置を行うこと。』とありますが、施工基面から杭頭まで4m程度であるため、杭位置の確認が困難であると考えます。別途工事のボイラー棟等撤去工事の際に露出される杭頭を座標計測し、そのデータをご教示いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ボイラー棟等撤去工事にて杭頭が露出した際に本事業の受注者にて現地を確認してください。	令和3年7月8日
0037	要求水準書	53	Ⅲ	5	5.1	1)	一般事項	『旧1号焼却炉およびボイラー棟の残置杭があるため、別紙18を確認のうえ、本業務に支障となる部分については、本業務において撤去等の処置を行うこと。』とありますが、別途工事のボイラー棟等撤去工事での施工基面まで約4m埋戻しの際、地下水・埋戻し材料等により転圧が不十分となり、三点式既存杭引抜機に耐えうる水平・堅固な地盤が造成されず、地盤改良対策が必要となった場合は、発注者の負担範囲との理解でよろしいでしょうか。	別途工事の「ボイラー棟等撤去工事」においては、大阪府土木請負必携に基づき適切に施工監理を行います。想定できない事象により追加対策等が必要となった場合は、協議によるものとします。	令和3年7月8日
0038	要求水準書	53	Ⅲ	5	5.1	1)	一般事項	『旧1号焼却炉およびボイラー棟の残置杭があるため、別紙18を確認のうえ、本業務に支障となる部分については、本業務において撤去等の処置を行うこと。』とありますが、別途工事のボイラー棟等撤去工事の完了時期をご教示下さい。	令和4年度末を予定しています。	令和3年7月8日
0039	基本協定書	5	10条の2	2項	(2)		運転管理ほか業務に係る契約の保証	大阪府財務規則第68条の3に該当する場合における契約保証金免除申請について、入札保証金の免除と同様に地方自治法施行令第167条の5の解釈が、当該業務担当構成員が入札参加資格をすべて有しているため、SPCの契約保証金は免除していただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	質問の資料名は事業契約書（案）と解釈し、また「大阪府財務規則第68条の3」は「大阪府財務規則第68条第3号」と解釈して回答します。当該規定は、過去の種類及び規模をほぼ同じくする契約履行実績から免除する規定であり、入札参加資格を全て有しているというだけでは免除にはなりません。	令和3年7月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日	
0040	事業契約書	40	88条				火災保険等	SPCは基本協定書第5条に基づき、設計・建設業務、運転管理ほか業務は、すべてJVまたは構成員に委託しますので、本条に該当する各種保険をJVまたは構成員名義で付保したいと考えますがよろしいでしょうか。	質問に記載頂いた対応でも可とします。	令和3年7月28日	
0041	事業契約書	4	10条				設計建設業務に係る契約の保証、運転管理ほか業務に係る契約の保証	SPCは基本協定書第5条に基づき、設計・建設業務、運転管理ほか業務は、すべてJVまたは構成員に委託しますので、本条に該当する契約保証の担保とする履行保証保険契約を各JV名義でSPCを被保険者として付保したいと考えますがよろしいでしょうか。	質問に記載頂いた対応の場合は、大阪府財務規則第68条第1号に記載のとおり、SPCを被保険者として保険会社との間に締結された履行保証保険契約の保険金請求権について、SPCの契約に係る府の違約金の債権の担保として質権が設定されたときに可とします。	令和3年7月28日	
0042	事業契約書	59	別紙3	5			契約金額の改定	委託料契約金額の改定について、以下のような事項は、受注者との協議で決定されるとの理解でよろしいでしょうか。 (1) 契約時の前年度の指数とは、「令和2年の4月から令和3年3月の確報値の指標の平均値」でよろしいでしょうか。 (2) 契約時の前年度の指数及び令和8年4月1日時点で公表されている直近の12ヶ月の指標(確報値)の平均値で示され指数の有効数字は、物価指数の表記を考慮して小数点以下1位までとなりますか。 (3) 「サービス価格指数」は5年ごとに基準(現在2015年基準)が改定されますが、見直し時に採用される指数は、令和8年4月1日時点での最新の基準(おそらく2020年基準)における指数が採用されるとともに、契約時の指数はその基準における接続指数が採用されるとの理解でよろしいでしょうか。	(1) ご理解のとおりです。 (2) ご理解のとおりとし、平均値の端数処理は少数第2位を四捨五入し、小数第1位まで求めるものとします。 (3) ご理解の通りです。 その他、定めのない事項については協議によるものとします。	令和3年7月28日	
0043	要求水準書	53	Ⅲ	5	5.1	1)	一般事項	『旧1号焼却炉およびボイラー棟の残置杭があるため、別紙18を確認のうえ、本業務に支障となる部分については、本業務において撤去等の処置を行うこと。』とありますが、施工基面から杭頭まで4m程度であるため、杭位置の確認が困難であると考えます。別途工事のボイラー棟等撤去工事の際に露出される杭頭を座標計測し、そのデータをご教示いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	管理番号0036を参照願います。	令和3年7月28日	
0044	要求水準書	37	Ⅲ	2	2.4	2.4.1	5)	施工管理	令和3年6月11日公表の要求水準書等に対する質問及び回答の「管理番号0014」の回答に、『追加用地については、必要となった時点で協議とします』とあります。掘削土等仮置き場を含め、工事用地及び仮置き場について、行政財産の借地費用は無償と考えてよろしいでしょうか。また、有償の場合は借地単価等をご教示ください。	掘削土等仮置き場を含め、工事用地及び仮置き場については無償となります。但し、土木工事の現場事務所に係る土地使用料は有償となります。	令和3年7月28日
0045	基本協定書	2		4			株式の譲渡等	代表企業の出資比率が常に最大の出資額かつ、構成企業の出資比率の合計が100%であれば、構成企業間の株式譲渡は認められるとの理解で宜しいでしょうか。	発注者の承諾を得た上で認めます。	令和3年7月28日	

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
0046	事業契約書	1		2			第2条（総則）設計について	こちらの契約書には設計業務の成果物も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。 また、要求水準書においても設計に関する要求水準や基本設計に関する水準の記載が見られないが受注者にすべて任せるとの理解で宜しいでしょうか。	本契約に基づいて実施する設計業務の成果物について、本契約書の一部とはなりません。 設計においては、発注者によるモニタリング及び検査は実施しますが、要求水準及び技術提案内容を満足する施設となるよう、受注者の責任で設計してください。なお、事業契約書（案）第2条第6項に記載のとおり、発注者は、その意図する設計成果物を完成するため、業務に関する指示を受注者又は事業総括責任者に行う場合があります。	令和3年7月28日
0047	事業契約書	8		3			第15条の2（設計建設業務に係る事前提出書類）	第1項と第2項に定める必要となる各書類等とはどのようなものになるのかご教示願います。	要求水準書P.8「4.3 関連仕様書等」で示されている各種請負必携において提出を求めている書類より、発注者が指定します。	令和3年7月28日
0048	事業契約書	15		3			第35条（設計建設業務に係る検査及び引渡し）第7項	第7項について、設計成果物は部分渡し扱いとなっておりますが、設計成果物の相当金額は別途定められているとの理解で宜しいでしょうか。	入札金額に基づき、事業契約書（案）[別紙3]3(1)の「設計業務」欄に記載する額が設計成果物の相当金額となります。	令和3年7月28日
0049	事業契約書	15		3			第35条の2（技術提案の履行確認）第5項及び第6項	技術提案にてやむを得ない事情で履行できない部分が生じた場合、代替提案等による履行の追完は可能との理解で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）第35条の2第5項の規定は施工方法等の改善により技術提案内容の履行を求めるもので、代替案を認めるものではありません。	令和3年7月28日
0050	事業契約書	28		5			第66条（契約不適合責任）第5項	履行追完に関する保証が定められておりますが、履行保証とは別にどのようなものとしたら想定される趣旨かをご教示願います。	履行保証とは別に保証を求めます。保証書は事業契約書（案）第66条第5項に記載のとおり、契約不適合責任による目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完をなすことについて保証していただくものです。	令和3年7月28日
0051	事業契約書	62					別紙4 保証書の様式	保証人は、[構成企業名]とありますが、構成企業より1社を選定の上、保証人とすれば宜しいでしょうか。またその企業の選定条件があればご教示願います。	事業契約書（案）第66条第5項に従い選定してください。	令和3年7月28日
0052	事業契約書	29		6			第70条（発注者の催告によらない解除権）(10)	不正行為（あいまい）に相当する行為は具体的にはどのような内容かご教示願います。	不法行為となるものが該当します。	令和3年7月28日
0053	事業契約書	36		7			第81条（著作権の譲渡等）第2項	著作権を無償譲渡するとありますが、請負代金に含まれると記載を修正していただくことは可能でしょうか。	事業契約書（案）に記載のとおりとします。	令和3年7月28日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
0054	事業契約書	45	別紙2				リスク分担表 経済リスク	「一定の基準に達した場合」とありますが、一定の基準をご教示願います。	事業契約書[別紙3] 5を参照ください。	令和3年7月28日
0055	事業契約書	45	別紙2				債務不履行リスク	「一定の基準に達した場合」とありますが、一定の基準をご教示願います。	債務不履行リスクの項目に「一定の基準に達した場合」の記載はありません。	令和3年7月28日
0056	事業契約書	46	別紙2				運転管理段階 下水の変動リスク	本記載における経費の定義とは要求水準書別紙P49の別紙3にて示されている固定費と同義との理解で宜しいでしょうか。また、変動費についてはP50にて示されているものと同義との理解で宜しいでしょうか。	質問の「要求水準書」は「事業契約書（案）」のことであると解釈して回答します。 「経費」は事業契約書（案）P.49～P50の「固定費」と「変動費」のどちらも含まれます。「変動費」は同P.50に示す「変動費」と同義です。	令和3年7月28日
0057	事業契約書	46	別紙2				運転管理段階 下水の変動リスク	水量の変動リスクが発注者、水質の変動リスクが受注者にあり、それぞれ責任が別になる理由をご教示願います。	運転管理は性能発注であるため、水質の変動リスクは原則受注者としています。水量については、受注者でリスクを負担できない場合が予想されるため、変動費（B-2,B-3）に係る金額を事業契約書（案）[別紙3]3(3)の計算式によるものとし、発注者のリスクとしています。	令和3年7月28日
0058	事業契約書	46	別紙2				水処理施設に係る 補修工事	受注者の負担とございますが、発注者の責にて工事が発生した際は発注者の負担としていただけませんか。	事業契約書（案）P.48 ※5のとおりとします。	令和3年7月28日
0059	見積参考資料	1					法定点検外業務費	令和12年度までに計上されている法定点検外業務費の総計を超えた場合、別途大阪府様と更新・改良等を含めて協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	見積参考資料は入札（見積）参加者の適正・迅速な見積に供するため参考に示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではありません。このため履行方法等業務を完了させるために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めてください。 ただし、補修業務の範囲は、大規模な補修のうち長寿命化工事に位置づけられるものについては、要求水準書P.17のとおりとなります。	令和3年7月28日
0060	今池水みらいセンター包括管理事業要求水準書等に対する質問及び回答	4					管理番号0038	令和3年7月8日の要求水準書等に関する質問及び回答の管理番号0038において、別途工事のボイラー棟等撤去工事の完了時期について、「令和4年度末を予定しています」とあります。ボイラー棟等撤去工事期間中であっても、現地調査及び施工を開始できるものとの理解で宜しいでしょうか。	現地調査及び施工については、ボイラー棟等撤去工事の施工に影響のない範囲で可能と考えますが、詳細は受注後の協議とします。	令和3年10月4日

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問	回答	回答日
0061	要求水準書	1	I	2	2.3		業務期間・スケジュール（予定）	設計建設期間が何らかの理由により工期が遅れた場合、『老朽化の著しい既存焼却炉（2号炉）』設備運転も合わせて延長することが考えられます。 その場合、既存焼却炉（2号炉）設備運転延長期間の電力使用量原単位およびユーティリティー処理単価据え置きによる処理費用の上昇分、計画していなかった点検整備業務及び補修、法定点検に係る追加費用は設計変更（増額）の対象と考えてよろしいでしょうか。	受注者に帰責事由が無いものについて協議の対象とします。	令和3年10月4日
0062	事業契約書（案）別紙3	56	3	(3)	2)		B-3（雨水排水）	『運転管理ほか業務の変動費に係る契約金額 B-3（雨水ポンプ排水）については、発注者の負担（実費精算）とする。』とあり、本包括管理事業費の対象外（入札金額に含まれない）と考えてよろしいでしょうか。	本包括管理事業の対象ですが、業務費内訳書1（運転管理ほか業務）（様式5-2-1）に記載のとおり、実費精算のため入札金額には含まれません。	令和3年10月4日